

「一般名処方」についてのお知らせ

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進と、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

その一環として、現在、後発医薬品のある医薬品について、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称をもとにした「一般名処方」を原則として行っております。

一般名処方を行うことで、万が一特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ他の医薬品を調剤することができ、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

当院では、今後も医薬品の安定供給と適切な医療の提供に努めてまいります。

※「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく「有効成分の名称」で処方箋に記載することです。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

上毛大橋クリニック 院長